

操縦士の皆様へ

## 航空身体検査証明申請システムについて

航空身体検査証明申請システムにつきまして、以下のURLにて運用していますので、積極的なご利用をお願いいたします。

航空身体検査証明申請システムによる受検にあたっては、別添「電子化後の航空身体検査証明申請の流れ」を参考に、ご自身が受検する予定の航空身体検査指定機関での対応状況を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

航空身体検査証明申請システムに対応している航空身体検査指定機関につきましては、国土交通省ホームページにてご案内いたします。

【システム URL】 <https://shintaikensa.cab.mlit.go.jp>

【対応機関 URL】 [https://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000743.html](https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000743.html)

(別添資料)

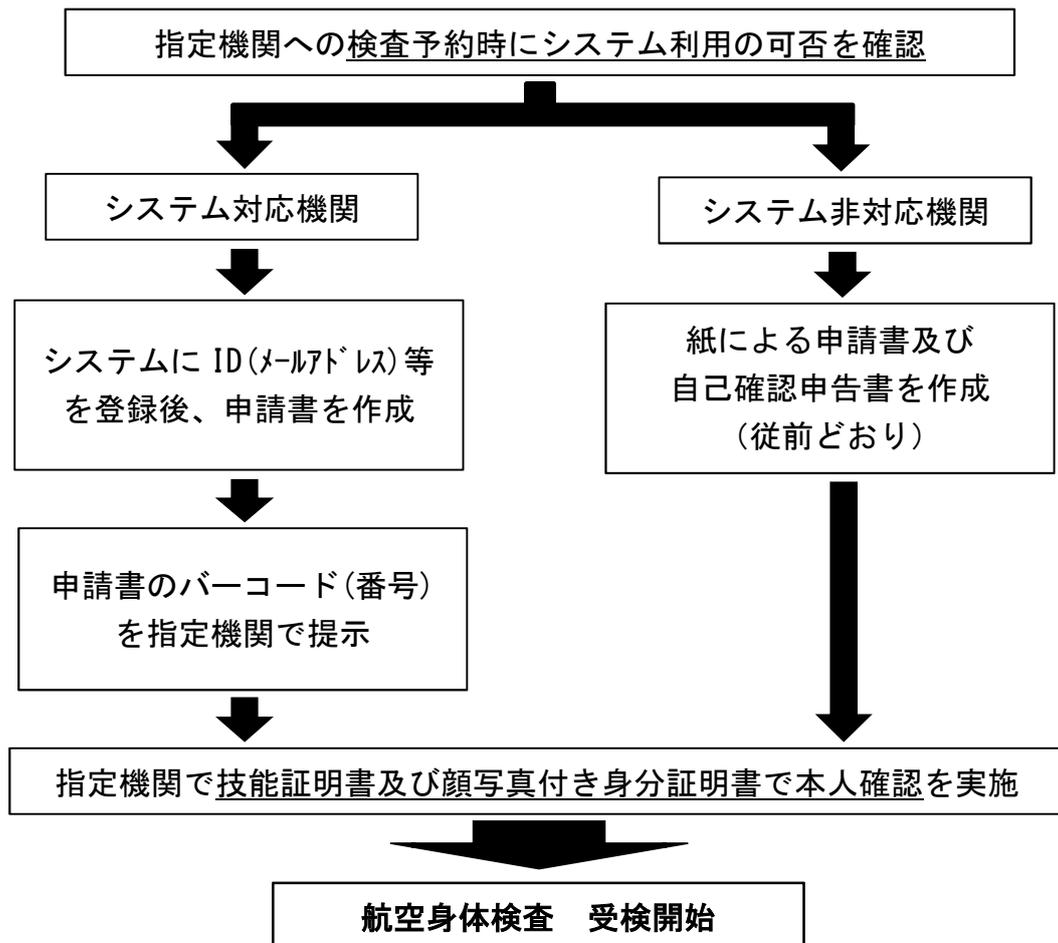
- ①電子化後の航空身体検査証明申請の流れ
- ②システムによる航空身体検査受検フロー図（全体）
- ③航空身体検査証明申請の電子化に関する主な質問と回答

(連絡先) 国土交通省航空局安全部  
安全政策課乗員政策室 二宮、野口、西村  
TEL 03-5253-8111 (内線 50310、50348)

以上

## 電子化後の航空身体検査証明申請の流れ

航空身体検査証明申請システム（以下「システム」という。）の導入に伴い、予約時に航空身体検査指定機関（以下「指定機関」という。）へシステム利用の可否を確認のうえ航空身体検査を受検することとなります。



### 【システムを利用する場合の変更点等】

- ・ 航空身体検査証明自己申告確認書の作成が不要（システム上で確認します）
- ・ 次回の申請書作成時に前回申請データの一部の活用が可能
- ・ 過去の航空身体検査証明申請書の閲覧、印刷が可能（システムで申請分のみ）

### 【システムを利用する場合に必要なもの】

- ・ パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末
- ・ インターネットへの接続の環境
- ・ IDとして利用するメールアドレス

## システムによる航空身体検査受検フロー (申請から証明書交付までの概要)

